

放送を巡る諸課題に関する検討会

放送用周波数の活用方策に関する検討分科会（第9回）議事要旨

1. 日時

令和元年12月16日（月）15時00分～16時10分

2. 場所

総務省 講堂

3. 出席者

（1）構成員

伊東分科会長、三友分科会長代理、内山構成員、関根構成員、林構成員

（2）総務省

吉田情報流通行政局長、吉田大臣官房審議官、湯本情報流通行政局総務課長、豊嶋同局放送政策課長、塩崎同局放送技術課長、井幡同局地上放送課長、吉田同局衛星・地域放送課長

4. 議事要旨

（1）事務局（放送技術課）より、第7回議事要旨及び第8回議事要旨に関して、【資料9-1-1】及び【資料9-1-2】に基づき説明が行われた。

（2）事務局（放送技術課）より、【資料9-2】及び【資料9-3】に基づき、「放送大学のFM跡地を含むFM放送用周波数帯の現在の利用状況」及び「放送大学のFM跡地の活用方策の論点整理」について説明があり、主に以下の質疑応答が行われた。

【三友分科会長代理】

日本は非常に災害が多いことから、放送大学のFM跡地を臨時災害放送局で活用することは、非常に理にかなったものである。今までどの程度の臨時災害放送局が設立されたのか、また、災害時のカバーエリアについて、示唆となるようなデータはあるのか。

【塩崎放送技術課長】

災害はいつどこで起きるか分からないことから、どの場所でどのような周波数が使えるか、その都度検討する必要がある。したがって、ご指摘のデータを網羅的にお示しすることは難しい。

【三友会長代理】

放送大学FM放送のカバーエリアは非常に狭い。ただ、関東広域圏で1波分がリザーブされているような状況である。臨時災害放送局用の周波数という割当方針は間違っていないものの、災害はいつ起きるか分からない。いつ起きるか分からない災害対策だけのために、周波数を長期間空けていてもいいのかどうか、政策的な検討が必要。

【塩崎放送技術課長】

ご指摘のとおり、臨時災害放送局用に1波確保しておくことは考え方のひとつ。ただ、特定の地域において、臨時災害放送局を複数設置したいといった要望が寄せられた場合、干

涉回避のため運用調整等が必要になるかもしれない。論点整理に記載したとおり、引き続き一番効率的な方策について、検討を進めてまいりたい。

【伊東分科会長】

臨時災害放送局は過去に何度も活用されていると思うが、その実績を教えて欲しい。

【塩崎放送技術課長】

データはあるものの、今手元にないことから、別途提示させていただきたい。

【伊東分科会長】

その時々によって、空中線電力やカバーエリアは異なってくると思われる。カバーエリアが比較的狭いコミュニティ放送の空中線電力の上限は 20W であると理解しているが、臨時災害放送局はどの程度の出力で運用されているのか、別途教えていただけると有難い。

【林構成員】

資料 9-3 の論点整理事項について、純粋な質問がある。放送大学の FM 跡地のカバーエリアにおいて、県域の FM 放送がない都道府県はあるのかどうか教えて欲しい。

【塩崎放送技術課長】

現在、茨城県には、FM の県域放送はない。

【林構成員】

グロービス経営大学院という教育機関を経営している事業者が茨城放送の株式を 45% 程度取得し、茨城県に新たな県域放送の会社を立ち上げるという報道がある。こういった動きと今回の話は無関係であるという理解でよいか。

【塩崎放送技術課長】

その事業者がどのように考えているかは分からないが、今後、新たな県域放送に対するニーズが出てくるかもしれない。

【内山構成員】

広域放送圏には力のある放送局が多いものの、放送エリアを完全にはカバーすることは難しいのではないかと。

今年を振り返って考えてみると、茨城では局所的な災害も起きていた。FM 放送局はテレビ放送局よりも経営力がある事業者ばかりではないため、例えばコミュニティ FM や災害放送等で使えるようにしておき、災害時に迅速に使えるようにしておくことが良いのではないかと。その点では、今回の論点整理の内容は非常に納得できるものである。

【伊東分科会長】

放送大学の FM 跡地の周波数帯は、ワイド FM に非対応の受信機でも受信することができることから、非常に貴重である。ワイド FM の世の中への浸透状況も考慮しつつ、FM 跡地の使い方を慎重に検討しないといけない。

現在、FM 同期放送の技術的条件が情報通信審議会において検討中と伺っているが、いつごろ取りまとまる予定なのか。

【塩崎放送技術課長】

現在、放送システム委員会報告案の審議を行っており、今後意見募集を行なう予定。

来年の5月か6月ぐらいには制度化したいと考えている。

【伊東分科会長】

論点整理事項において、跡地の具体的・効率的な活用方法についてさらに検討を進めると記載されている。多くのご意見があるとは思っているものの、いつまでも検討しているわけにもいかないであろう。少なくともオリンピックが終了するまでは現状のままであると思うものの、目標としている時期があれば教えていただきたい。

【塩崎放送技術課長】

今後、周波数の逼迫状況等を考慮しつつ、できるだけ早い時期に取りまとめたい。

- (3) 事務局（放送技術課）より【資料9-4】に基づき、放送用周波数の活用方策等に関する基本方針（案）について説明があり、主に以下の質疑応答が行われた。また、当該基本方針（案）の修正等に係る取扱いは、分科会長に一任されることになった。

【内山構成員】

V-High 帯域と放送大学跡地の共通点は実験フィールドとして活用するという点。基本的な方針は間違っていない。

ただ、周波数の特性は大きく異なるということに留意するべき。例えば、V-High 帯域は全国規模の実験場である一方、放送大学跡地は関東ローカルの実験場という決定的な違いがある。また、V-High 帯域は放送・通信融合の実験場である一方、放送大学跡地は地上放送の高度化という観点の実験場である。つまり、実験場としての性格は大きく異なっている。

V-High 帯域と放送大学跡地において行なわれる実験の性格は全く異なる点には留意する必要がある。

【内山構成員】

5 ページ目、イの「技術以外の実験・実証」についてコメントがある。現在、テレビがつまらないとよく言われているとおり、放送コンテンツはある意味行儀良くなってきている。

ただ、放送コンテンツは、安全安心なサービス、コンテンツであるべきという考え方が一般的。したがって、コンテンツを面白くしつつも、その安全性をどのように確保するか、その際、レイティングの問題が生じている。

例えば、映画と放送のレイティングの仕組みは大きく異なっている。放送においても映画のようなレイティングを採用することができないのかどうか、放送大学の跡地にてこのような実験ができれば興味深い。

【三友会長代理】

様々な可能性を考慮しつつ、基本方針として策定しているという印象を受けた。基本方針自体は非常に良いと思う。

また、恣意的な意図を持って周波数の割当方針を決めるような記載内容ではない。基本的には、民間事業者等よりこれらの周波数の割当について提案を受け、その中から最も良いものを選ぶという方向性は正しいと認識している。

もともと、本検討分科会において議論している周波数帯は、両側が既に使われており、ある意味、隙間的な周波数帯である。その中で、隙間だけを取り出して独自に使うのか、あるいは両側に同調するような形で使うのか、いろいろ考え方はあろうかと思うものの、伝統にとらわれずに、いろいろな可能性を探っていくべきである。

また、周波数の割当方針を考える際、一番重要な点は、国民に対してこの周波数がどのような価値を生み出すのかということ。そういう意味で、電波の持つ社会的な価値を最大にするような提案を選んでいくべきである。

様々な目的関数があるものの、やはり電波は国民の資産であることから、国民生活あるいは社会経済等にとって最も価値のある案を選ぶという、そういう基準及びメルクマールを持つと、今後、用途を指定する際に非常に説明しやすいのではないか。

【関根構成員】

地デジの日本方式の採用国による要請に関して、採用国が放送大学跡地で行なわれる実験に具体的に関わってくことになるのか。また、採用国での実験結果を日本に取り入れることはできるのか。

【塩崎放送技術課長】

現在、技術試験事務にて、放送大学跡地において実験及び実証を行なっているところ。当該結果をブラジル等に提供することを考えている。ブラジル等での検討結果も日本での検討に反映させていく予定。また、ブラジルでの実験については、日本も協力しつつ実施していくこととしている。

【関根構成員】

相互に連携しながら実験するのは良いことである。

【伊東分科会長】

今までは、日本で規格化された放送方式を海外に展開していくスキームだったが、地デジの高度化方式については、規格の策定段階から一緒に検討していくものであると理解した。

【林構成員】

基本的には、この方針に賛成である。先ほどの三友構成員のご指摘のとおり、これらの周波数割当に当たっては、国民全体の価値の最大化という観点から、ビジネスとしての自由度及び公益性・公共性といったサービスの両方が両立できるようなサービスに対して割り当てることが望ましい。

例えば、V-High 帯域は全国規模で利用可能な有限希少な帯域である。それゆえに、特に外部から、早くそのニーズを掘り起こし有効利用すべきだという指摘がある。

ただ、基本方針案に記載されているとおり、電波の干渉等により、他のサービスに影響を与える可能性もある。したがって、技術的要件等を慎重に検証することが重要である。

また、基本方針案には、関連制度整備に関する記載もある。具体的な内容は書かれていないものの、先送りとして誤解されないように留意すべき。

【伊東分科会長】

本日のご意見を踏まえ、今後の検討に活かしてまいりたい。

三友先生のご指摘である、従来の使い方にこだわらずに割当方針を検討すべきという点に関して、技術的な観点からすれば慎重に検討すべき内容が多い。

V-High 帯については14.5MHz幅と広い帯域であることから、多くの選択肢がある一方、放送大学の地上放送跡地については、両側の隣接帯域が既に稠密に使用されていることを踏まえると、当該チャンネルだけについて新たに共用条件を検討するのはハードルが高いだろう。

確かに、今までの利用方法にとらわれずに検討することも大切ではあるものの、一部のチャンネルにだけ新しいシステムを導入した場合、将来、隣接帯域も含めた再編が必要になった際に障害となる可能性がある。直近のことだけではなく、先のことまで考えて進めていく必要があり、飛び地のような周波数割当をしてしまうと、それが原因で将来使いにくい帯域になってしまうかもしれない。

【吉田官房審議官】

本日のご意見を踏まえ修文し、分科会長等と相談の上、パブリックコメントを実施することとしたい。

(4) 事務局（放送技術課）より、【資料 9-5】に基づき、今後のスケジュールについて説明があった。

(5) 次回の日程について

事務局（放送技術課）より、第 10 回会合の日程等について説明を行った。

(以上)